(5)　鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(6)　鉄道事業者等が取得した新造車両で高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(7)　鉄道事業者等が取得して、事業の用に供する一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(8)　都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(9)　鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(10)　公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成二六年度分まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(11)　港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾において、政府の補助等を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の取得期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の八関係）

(12)　市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の八関係）

(13)　高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の八関係）

(14)　防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の八関係）

(15)　高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九関係）

(16)　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九関係）

(17)　独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備した工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる家屋の取得期限を平成二六年三月三一日まで延長することとした。（附則第五六条の二関係）

(九)　郵政民営化に伴い合併前の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が日本郵政公社から承継し、かつ、日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の五分の三（改正前二分の一）とした上、その適用期限を平成二七年度分まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(一〇)　次に掲げる非課税措置等を廃止することとした。

(1)　独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い指定された仮換地等に係る固定資産税及び都市計画税の納税義務者の特例措置（第二四三条関係）

(2)　独立行政法人森林総合研究所が旧農用地整備公団法に規定する業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置（附則第一四条関係）

(3)　外貿埠頭公社が所有する一定の特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

(4)　鉄道施設等の貸付けを行う法人が政府の補助を受けて行う既設の鉄道の駅等の改良工事で周辺の都市機能の増進に資するものとして取得した一定の家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

(5)　電気通信事業を営む者で資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であるものが電気通信基盤充実臨時措置法に規定する高度通信施設整備事業により新設した一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

(6)　三宅島噴火災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が当該家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税の減額措置（附則第一六条の二関係）

(7)　三宅島噴火災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者が当該償却資産に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改良した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第一六条の二関係）

(8)　新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が当該家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置（附則第一六条の二関係）

6　狩猟税

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る税率を二分の一とする特例措置等の適用期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（附則第三二条関係）

7　事業所税

特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を法人にあっては一年三月、個人にあっては一年延長することとした。（附則第三三条関係）

8　国民健康保険税

(一)　国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険税について、移行後五年目までの間の世帯別平等割額の二分の一を軽減する措置に加え、移行後六年目から八年目までの間においても世帯別平等割額の四分の一を軽減する措置を講ずることとした。（第七〇三条の四関係）

(二)　国民健康保険税の軽減措置に係る基準額等の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療に移行後五年目までの間に限り当該移行した者を含めて算定することとしている措置を恒久化することとした。（第七〇三条の四関係）

9　その他

(一)　更正の請求をすることができる期限について日曜日・祝日等に当たりその翌日が期限とみなされる場合又は災害等により期限延長される場合には、更正等の期間制限の特例として、当該更正の請求があった日の翌日から起算して六月間更正の請求に係る更正等を行うことができることとした。（第一七条の六関係）